

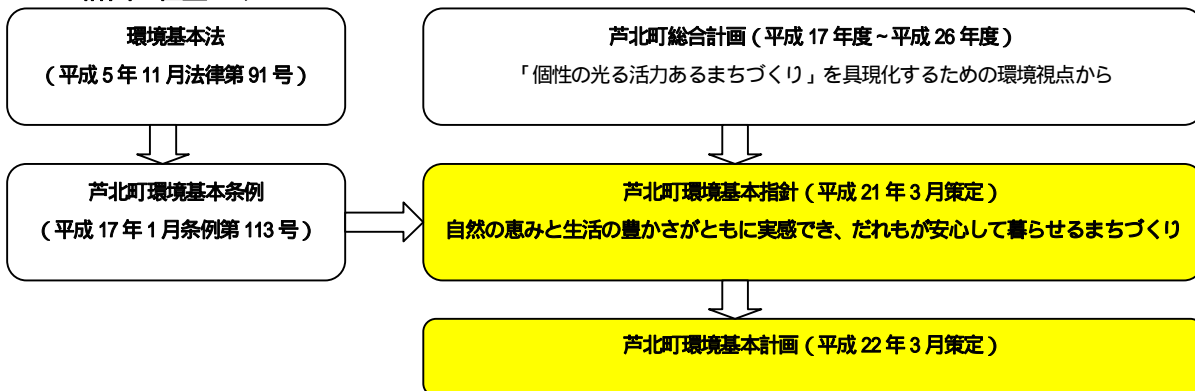
## 芦北町環境基本計画（概要）

### 第1章 基本的な事項

#### 1 計画の目的

町の快適な環境創造を図るため（条例第1条）町の基本方針及び具体的な取り組みを示し、町民、事業者及び町のそれぞれの役割を定め、環境の適正な保全及び利用に資すること。

#### 2 計画の位置づけ



#### 3 計画の期間

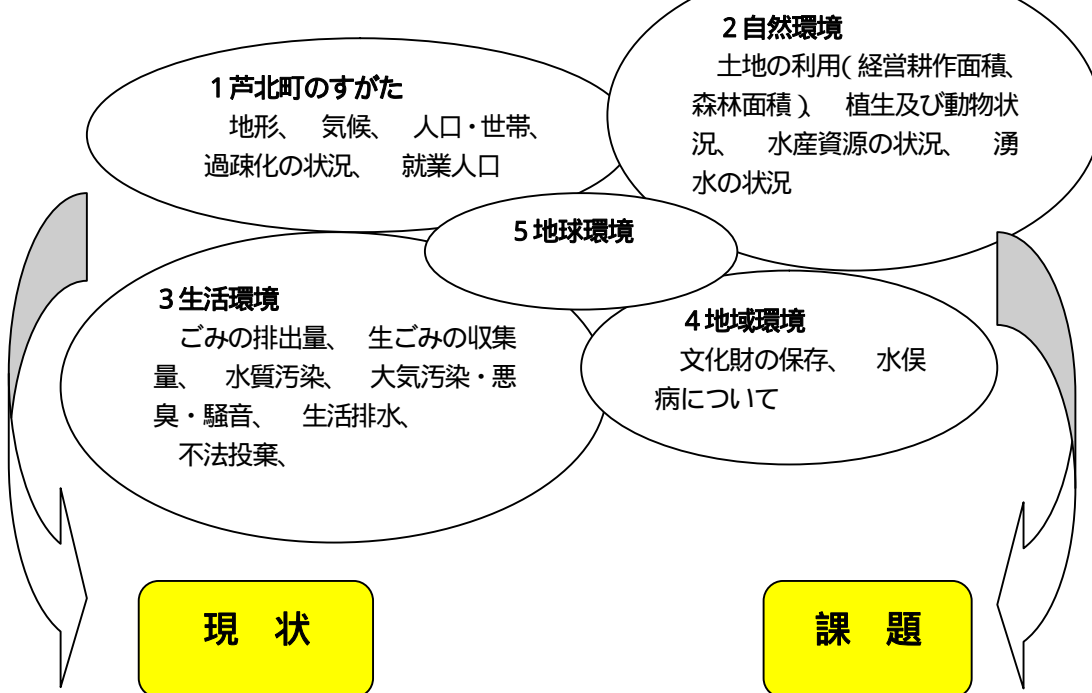
平成22年度から平成31年度の10年間（概ね5年を目途として計画内容を見直し）

#### 4 計画の対象

芦北町全地域を対象。環境の範囲は、自然環境（河川や山林など）生活環境（水俣病問題、ごみ問題、騒音、悪臭、文化財など）地球環境（地球温暖化など）及び環境教育を対象。

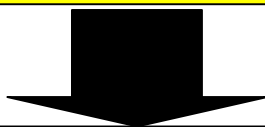
#### 5 計画の構成

### 第2章 現状と課題



### 第3章 全体計画

現在の状況 (例 面積の80%を占めている豊かな森林は、木材価格の低下や林業・・・)



<基本目標・施策の方向>

#### 第1節 豊かな自然を知り守り育てるまちづくり - 自然環境の保全 -

自然(山、川、海、田畑)と親しむ。  
豊かな森林を守る。  
農地を守り、安全な作物をつくる。  
川と海の生態を守る。

#### 第2節 安心、安全に暮らせる環境づくり - 循環型社会の構築 -

ごみを限りなくゼロに近づける。  
不法投棄をなくす。  
きれいな水を汚さない。  
大気汚染、悪臭をなくし、騒音・振動を防ぐ。  
水俣病に学び、伝える。

#### 第3節 ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり - 自然と共存 -

貴重な歴史文化財産を知り守る。  
自然と共生した心豊かな文化的な生活をする。

#### 第4節 ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり - 協働・実践 -

一人一人の環境に対する意識を高める。  
環境美化活動に取り組む。

#### 第5節 地球環境に配慮したまちづくり - 地球環境の保全 -

省エネルギーに取り組む。  
代替エネルギーへシフトする。

町民の取り組み  
事業者の取り組み  
町の取り組み

数値目標  
(例 ごみの総排出量、リサイクル率、環境学習参加者数など)

## 第4章 計画の主体と推進体制

### 1 計画推進の主体と責務（条例）

- ・町民 日常生活において環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境の創造を図る。
- ・事業者 事業活動を行うに当たって環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境の創造を図る。
- ・町 快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

### 2 計画の推進体制

